



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikai.net

Vol.29-11 2018.11.6

上川アダプトクリーンウォークに参加しました③

10月6日(土)本年度3回目の「茅野市上川アダプトプログラム」が行われ、社員15名が参加し、恒例となった地域貢献活動を行いました。



台風接近の影響で前日までは不安定な天候でしたが、活動日当日は台風はどこへやらという感じの晴天に恵まれ、しっかりと汗を流しながらのクリーンウォークができました。

本年度のクリーンウォークは今回で最後となります。来年度も引き続き「茅野市上川アダプトプログラム」に参加し、地域貢献に汗を流したいと思っております。



年末調整・確定申告についてのお知らせ

早いもので今年も残すところ2ヶ月程となりました。年末・年始にかけてお給料に関して年末調整が行われ、来年に入れば確定申告が始まります。それにあわせて保険会社等から年末調整・確定申告にかかわる各種証明書(「保険料控除証明書」・「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等)がそろそろお手元に届くかと思えます。これら証明書があれば、生命保険料控除等が受けられますが、紛失等により証明書がない場合控除を受けることができなくなってしまいます。(紛失等されましたら保険会社に再発行を依頼してください。)届きましたら、ご確認いただき保管をお願い致します。また、配偶者控除につきましては2018年度より改正となります。(詳しくは4面をご覧ください。)

平成30年度で採用した新入社員・中途採用者からマイナンバーを取得する必要があります。年末調整を行う時までにマイナンバーの取得状況をご確認いただきますようお願い致します。

2019経営革新新春セミナーのお知らせ

平成31年1月24日(木)に恒例となりました新春セミナーの開催を予定しております。皆様にとって有益な情報をご提供できればと考えております。ご多忙とは存じますが、多くの方のご参加をお待ちしております。詳細が決まり次第ご案内させていただきます。

生前対策について ①

前号でご説明した生前対策3つのポイントは以下の通りです。



- ・「争族対策」について
- ・「納税資金対策」について
- ・「節税対策」について

今号から3回に渡り詳細についてみていきたいと思います。



「争族対策」について

故人が残した財産をめぐり、相続人の中で争いがおこることを指します。税金がかかる、かからない、税金の多寡には関係なく発生する可能性があります。相続対策という真っ先に思い浮かぶのが、「節税対策」だと思えますが、この「争族対策」もとても重要で、相続人同士が争うことを予め避ける為の対策を考えていくことも「節税対策」と同様に大切になります。

どうして「争族」がおこるのでしょうか？

近代民法は、相続人の権利の平等を基礎とした「均分相続」を基本としています。古い民法では「家督相続」といって、長男が遺産のすべてを相続することが認められていました。長男がすべてを相続していたので、兄弟間で相続を争う理由もなく「争族」はなかったようです。しかし、時代のながれとともに民法が改正され、現在の民法では「平等に遺産を分割する」ということになっています。相続人の中には様々な事情があり、また相続財産の種類についてもすべて同じものであることは稀という中で、「平等に分割する」ということは難しいので、トラブルが生じることが多くなっています。被相続人の思い（財産の分配方法等）がなければ、均等な分割が基本になると思われますので、良かれと思って残した財産を巡って、ご家族がいがみ合い、憎しみ合うことがないように「争族対策」を行うことが大切となります。※相続人間で納得できる分割方法があれば、必ずしも均等に分割しなければならないというわけではありません。

具体的な対策として

対策をとるにあたって、被相続人（故人）が亡くなってから専門家に相談する方が多く、相続対策は被相続人の生前にしかできないことを知っている方が少ないのが実情です。また、相続対策の中にはとても時間がかかることもあり、「すぐにできること」「すぐにできないこと」を分けて考える必要もあります。

・遺言書の活用

相続人の中で遺産の配分方法を巡り争いが発生することは前述の通りです。その対策として遺言書の活用があげられます。被相続人が相続開始後の遺産の分割方法について遺言書を作成し、あらかじめそれに従った分割を行えば争族が起こる可能性が低くなります。注意点としては遺言書を作成する際には、遺留分を侵害しないようにすること、作成した後定期的に遺言書の内容の見直しを図ることが必要です。

※遺留分とは

例えば、その遺言に「〇〇にすべてを相続させる」と書いてあった場合、〇〇以外の相続人は遺産を受けとることができなくなってしまいます。そこで、民法では、兄弟姉妹を除く相続人については遺産の一定割合を必ず受けとることができるように定められています。

・生命保険の活用

生命保険は被相続人が生前に保険金の受取人を指定できるので、相続対策として活用できます。遺言書同様に、財産を指定した相続人に保険金という形で分配できますし、もらった保険金を相続財産に戻入れた後、再度分割するというようなことはありません。また、「500万円×法定相続人の数」で計算される非課税限度枠が別途利用できるため、節税対策としても活用できます。

(斉藤 直人)

Q 売掛金が回収できなくても損失にできないことがあるの？

売掛金等の債権が回収できなくても、税金の計算上、損失にできない場合があります。

1. 「貸倒損失」が計上できるケース

税金の計算上、貸倒損失を費用（損金）処理できるケースは、下記の3つのケースに限られています。

(1) 法律上の貸倒

債権の全部又は一部が法的手段等（会社更生法等）によって切り捨てられた場合。

(2) 事実上の貸倒

債権の全額が債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能となった場合。

(3) 形式上の貸倒

債権者との取引停止後、1年以上経過した場合等。



2. 貸倒損失計上のポイント

(1) 費用計上（損金算入）時期

貸倒損失として処理をすべき事業年度は、その事実が生じた事業年度又は、明らかになった事業年度となっており、計上時期が誤っていると、損金算入が認められない場合があります。

(2) 寄付金

回収可能性がある債権を貸倒損失として処理した場合、寄付金とみなされ損金算入に制限がある場合があります。

Q 貸倒に備える「貸倒引当金」とは？

貸倒損失が発生すると、場合によっては、発生した事業年度に多額の損失が発生します。そのリスクに備え、損失になるかもしれない金額を予想して、あらかじめ計上しておくことができます。これを「貸倒引当金」といいます。

1. 貸倒引当金の対象となる金銭債権

(1) 貸倒引当金の対象となる金銭債権

売掛金、貸付金、受取手形、未収入金等。

(2) 貸倒引当金の対象とならない金銭債権

前払金、立替金、前渡金、保証金、敷金等

2. 貸倒引当金の計算方法

法人税法では、貸倒引当金について、引当てできる金額（繰入限度額）を定めています。その計算方法は、次の通りです。

(1) 個別評価

貸倒引当金の対象となる債権の中でも回収できない可能性が極めて高く、更生計画認可や再生計画認可の決定がなされたなど一定の要件を満たすものについて、その金額の50%。

(2) 一括評価

上記、個別評価金銭債権に該当しない貸倒引当金の対象となる金銭債権に一定の率を乗じた金額。



平成30年分 年末調整のお知らせ

年末調整の時期が近づいてきました。年末調整は、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与総額に係る年税額とを比べ、その過不足額を精算するという大切な手続きです。

■ 年末調整による源泉所得税の納付期限

納期特例の承認を受けていない・・・1月10日(木)

納期特例の承認を受けている・・・1月21日(月)

■ 給与所得者の配偶者控除等申告書の改正

平成29年分まで1枚の兼用様式でしたが、平成30年分から「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式とされました。



■ 配偶者控除及び配偶者特別控除の改正

平成30年分の年末調整における配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更となります。合計所得金額が1,000万円を超える所得者については配偶者控除の適用を受けることができません。また配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下に改正されました。(所得税委員会)

職員コラム ～ クラウドファンディング ～

池田 祐希

昨年よりインターネットでの商品の購入手段としてクラウドファンディングを利用するようになりました。私の利用しているサイトは海外のサイトで、基本的には購入型と呼ばれるタイプのクラウドファンディングで、出資した額に応じたグレードの商品が届くようになっております。

昨年より始めてからすでに10以上のプロジェクトに出資しており、購入したものはレーザー彫刻刀や紙飛行機に取り付ける動力モジュール、時計など多岐に渡ります。どれも完成度の高い商品で、内容的にとっても満足しております。

私の利用しているサイトでは法人の立ち上げたプロジェクトも散見されますが、それ以上に個人の立ち上げたプロジェクトが多いです。独創的なアイデアを持つ個人が自己資金、金融機関からの融資、株主からの出資以外での新しい資金調達手段として利用しているようです。またプロジェクトのページ、SNSを連携している人も多く、広告と資金調達を並行して行うことができるため、人手が足りない個人の方にとっては効率的な仕組みではないかと思えます。

大前提として商取引ではなく出資への対価という形式なので、プロジェクトが頓挫してしまい出資した金銭が戻らなくなるというリスクはあります。ですが、夢を持つ人がその夢を世界中の人達と共有しながら事業にしていけることを手伝うことができるというのは非常に有意義だと思いますし、独創的な商品が世間に出回る前に入手できるなど、インセンティブも多い仕組みだと思います。今後も面白いプロジェクトがあったら積極的に出資していきたいと思えます。

